

令和元年度出水歴史民俗資料館特別展

出水郷土 ～『軍役高帳』の世界～

出水近世史の
至宝が、今蘇る

開催にあたって

出水歴史民俗資料館が所蔵する『出水衆中軍役高帳(市指定文化財)』は、出水の江戸時代を研究する上で最も重要な史料として高く評価され、現在41巻129冊が保管されています。

『軍役高帳』は、本来個々の武家に課せられた「軍役(戦いの任務)」を米の高(量)で示したものですが、後には、当主の名以外に兵士となる男子全員の名も列記されるようになり、また郷士家の収入(高)のほか出生、死亡、養子、分家など、家族構成等に関する記録も掲載されるようになり、近世期出水郷士の暮らしについて貴重な情報を提供する史料となっています。

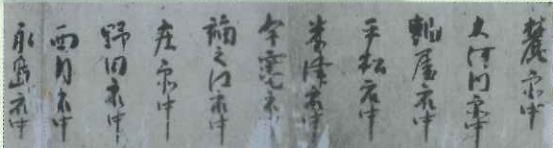
今回の特別展は、残存する『軍役高帳』を一同に展示するとともに、これまでに歴史民俗資料館が行ってきた解読作業の中から読み取れる出水郷士の実相を紹介する展示です。

この機会に、『軍役高帳』をご覧いただきますとともに、出水郷士の世界に触れて頂ければ幸いです。

- 会期: 令和元年9月23日(月)~12月28日(土)
〔休館日: 毎月第3月曜日〕
- 会場: 出水歴史民俗資料館(中央図書館2階)
- 入館時間: 9:00~18:00(平日)
9:00~17:00(土日祝)
- 入館料: 無料

- 主な展示資料:
『出水衆中軍役高帳』
『慶長六年以後二階堂家代々高帳書抜』
『軍役高帳下書(竹添家史料)』等
- 歴史講座:
○ 日時: 令和元年10月12日(土)午後2時~

出水外城と『軍役高帳』

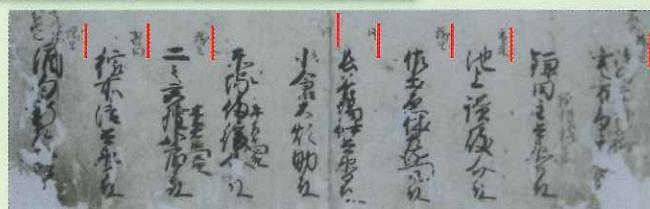


薩摩藩113外城の中で最大級の規模とされる出水外城は、麓のほか「十か郷(明暦3年以降は、八か郷)」から構成される。

残存する最古の『軍役高帳二番(慶長十七年ヨリ)』によると、麓地区に698人の、また大川内以下の十か郷に558人の郷士の名が記されている。

合計1,256人の郷士が出水外城に配備され、北辺の警備に従事していた。

出水に移り住んだ郷士



『軍役高帳三番(元和六年ヨリ)』を見ると、郷士名の脇に地名が書き添えられていることに気づく。国境警備のために移り住んだ郷士の以前の居住地或いは出身地と見られる。

加世田	3人	伊作	2人	市来	1人
鹿児島	1人	吉田	3人	川内	5人
阿久根	1人	菱刈	4人	蒲生	53人
帖佐	29人	真幸	1人	栗野	1人
志布志	1人	肝付	1人	日向	1人
庄内	1人	豊後	2人	その他	4人
合計114人					

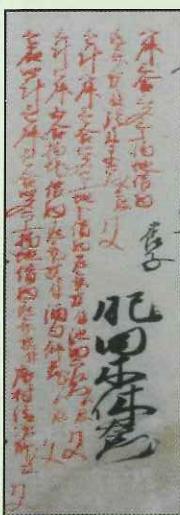
薩州 154人

なお、この添書は郷士名とは筆跡が異なることから、後年記憶を頼りに書き加えられたものと推測される。空欄が多いのはそのためか。

出水郷士の経済

禄高	100石以上	100石未満 50石以上	50石未満 10石以上	10石未満 1石以上	1石未満 0石以上	0石	計
人数(人)	5	24	43	621	320	156	1169
割合(%)	0.4	2.0	3.6	53.1	27.3	13.3	

【出水郷士禄高分布表(元和6年)】



『軍役高帳三番』によると、出水郷士の9割以上が10石未満の微禄士かあるいは「一か所」と呼ばれた無禄士であった。100石を越える禄があったのは、麓のわずか5人である。

様々な事情により生活が逼迫した郷士は、「禄」を売買したり、貸し借りすることが認められており、『軍役高帳』には、借金の担保としての「禄」の移動が確認できる。

朱墨による記述が借金の担保が戻された記録4件である。

誕生と死亡



郷士の家に新しく子が誕生すると、五人組、與頭の確認を経て『軍役高帳』に左写真のように記載される。

死亡の場合も、與頭の確認を経て『軍役高帳』から右の表記で削除される。

『軍役高帳』の記録をもとに推測すると、1年に20人弱が誕生し、10人余りが死亡していたものと見られる。

病死

除

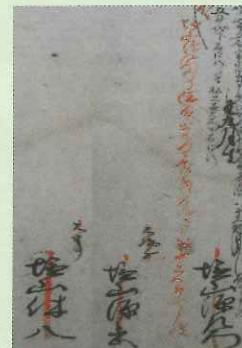
郷士の家督と独立

当主が死亡したり隠居したりすると、家督は原則として長男(嫡子)が引き継ぐ。

二男以下の男子は、「部屋住み」として兄の下で一生を過ごすこととなる。部屋住みを嫌って独立するためには、「養子」に出て他家の当主となることが最も一般的な手段である。

一定の収入がある郷士家の場合、禄を分割して「分地別立(いわゆる分家)」が許されることもあった。

また、出家して僧侶となることで家を離れる場合もあったが、厳密な意味では独立とは言い難いかも知れない。



三衛門	塩山源左衛門	(朱)
人卯七月除	右嫡子	右
右弟塩山休八	塩山源之丞	塩山源之丞
		平左衛門
		平左衛門

郷士の「役職」手当

太平の時代になった後も、郷士に対して「禄」は「軍役高」として支給され続けた。郷士は、武芸ではなく、官僚として務めを果たしていくが、この手当は「禄」で充当されていた。

しかし中には、役職に対して別途手当が支給される場合もあった。

『軍役高帳』で確認できる初期段階の役職の一部と手当

- 「曇役(あつかいやく)」…【伊藤與右衛門20石】【関屋千右衛門50石】『軍役高帳20番』
 - 「衆中触役」…【麓に4人、3石】【野田に2人、2石】
 - 「大工」…【麓に8人、10石】【長島・西目各1人、10石】
 - 「行司役」…【麓に2人、3石】【野田に1人、2石】
【長島に1人、2石】【西目に1人、2石】
 - 「肝入り分」…【麓に2人、3石】【大川内に1人、1石】
【野田に2人、2石】
 - 「別当分」…【麓に1人、3石】【米ノ津に1人、1石】
 - 「かじ分」…【麓に1人、3石】
 - 「瀬崎牧士分」…【西目に1人、2石】
 - 「黒のと(渡)渡守分」…【西目に1人、9石】
- ※曇役以外は『軍役高帳2番、3番』による。